

岡山県広域水道企業団 採用試験受験案内（事務補助員E（西部事務所））
(会計年度任用職員)

令和8年1月30日
岡山県広域水道企業団総務課
〒709-0604 岡山市東区寺山650
直通電話 (086)297-9800

岡山県広域水道企業団では、一般事務補助に従事する非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により任用される会計年度任用職員）を下記のとおり募集します。

1 勤務場所、試験会場、採用予定人員及び受験申込先

勤務場所	試験会場	採用予定人数	受験申込先
総社浄水場 (西部事務所)	西部事務所 2階 総社市井尻野 504-1 Tel: 0866-92-3630	1名	〒709-0604 岡山市東区寺山650 岡山県広域水道企業団総務課 Tel: 086-297-9800

2 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※任用日から1ヶ月間（延長の場合あり）は条件付採用となります。

※任用期間の満了をもって退職となります。

※任用期間満了後、同一の職が設置される場合は、能力実証を行った上で、再度任用される場合があります（再度任用は2回を上限とする）。

3 応募資格

地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者（次に該当しない者）

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・岡山県広域水道企業団職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者など

4 受験申込みの受付

- (1) 受付期間 令和8年1月30日（金）から令和8年2月10日（火）まで
※郵送の場合は、令和8年2月10日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。
※簡易書留扱いが望ましい。普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いません。
- (2) 受付時間 8時30分から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (3) 受付場所 〒709-0604 岡山市東区寺山650 岡山県広域水道企業団総務課
- (4) 提出書類 受験申込書（別紙様式）
※郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書きしてください。

5 採用試験

- (1) 試験日時 令和8年3月3日（火） ※追って面接時刻を連絡します。
- (2) 試験会場 〒719-1154 総社市井尻野504-1 岡山県広域水道企業団西部事務所
※試験会場には駐車場があります。
- (3) 試験内容 面接（業務遂行能力、人柄等に関する口述試験）
なお、情報機器（パソコン等）に係る実技試験は行いませんが、実際の勤務にあたっては、ある程度活用できることが求められます。パソコン等の操作能力・経験等について口頭で確認します。)
- (4) 必要な物 筆記用具を持参してください。
- (5) 合否決定 得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は不合格とします。
- (6) 合格発表 合格、不合格にかかわらず、郵送で通知します。

6 勤務条件及び給与等について

- (1) 主として一般職事務、データ等入力作業、資料作成、文書の発受及び来客対応等に従事していただきます。
- (2) 事務補助員の勤務時間は原則として8時30分から17時15分まで、週5日（38時間45分）勤務です。なお、休憩時間は12時から13時までの1時間です。（所定労働時間を超える労働（時間外勤務）がある場合もあります。）
- (3) 給料は、令和8年1月1日現在、月額202,100円です。
- (4) 通勤手当は、通勤方法に応じた額を支給します（月の初日に在職する者が対象）。
- (5) そのほかにも、時間外勤務手当、期末手当（※1）、勤勉手当（※1）、退職手当（※2）等が支給されます。給料・手当等の支給日は、原則として当月15日です。
（※1）任期が6月以上等一定の要件を満たす必要があります。
（※2）勤務した月が引き続いて6月を超える等一定の要件を満たす必要があります。
- (6) 年次休暇（有給）は、任用期間及び企業団に引き続き在職していた期間（勤務実態が継続している場合は通算）に応じて、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する要領（以下「要領」という。）に定める日数が任用時に付与されます。
- (7) 要領に定める要件を満たす場合は、有給又は無給の休暇等を取得できます。
・有給（公民権行使、官公署出頭、災害による現住居滅失等、災害等による出勤困難・退勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季、妊娠婦の健康診査・保健指導、妊娠中の通勤緩和、出生サポート、産前、産後、配偶者の出産、育児参加、私傷病）
・無給（保育時間、子の看護、短期介護、介護時間、生理による就業困難、妊娠疾病、公務上の傷病、骨髄等ドナー）
- (8) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び要領に定める要件を満たす場合は、育児休業又は部分休業を取得できます。
- (9) 地方職員共済組合（短期福祉）・雇用保険（※1）・厚生年金保険に加入していただきます。公務上の災害については、労働者災害補償保険または公務災害補償に準じた補償（※2）が適用されます。
（※1）退職手当の支給対象となった場合、雇用保険は適用除外となります。
（※2）勤務した月が引き続いて12月を超える等一定の要件を満たした場合、地方公務員

災害補償基金の対象となります。

- (10) 任用が事実上 12 月を超える場合等、地方公務員等共済組合法の適用対象となった場合には、地方職員共済組合に加入していただきます。(短期福祉及び長期給付)

7 その他

- (1) 勤務条件の詳細については、要領によることとします。
- (2) 地方公務員法に定められた服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業への従事等の制限等）が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。
- (3) 勤務場所は庁舎内禁煙となっています。